

株式会社 JPRS レジストラ

公開：2017年12月11日

改訂：2019年8月19日

実施：2019年8月19日

JPRS ドメイン名登録等に関する規則

第1章 総則

第1条（適用範囲）

この規則は、株式会社 JPRS レジストラ（以下「当社」という。）が Internet Corporation for Assigned Names and Numbers（以下「ICANN」という。）の認定するレジストラとして、「.jprs」をトップレベルドメインとするドメイン名（以下「本ドメイン名」という。）の登録資格を有する者に対して提供するレジストラサービス（以下「本サービス」という。）に適用する。

2 本サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 登録情報のレジストリオペレーターに対する提出
- (2) 登録情報に関する Whois サービス、RDAP サービスの提供
- (3) 登録情報に関するデータエスクロー
- (4) その他当社が定めるサービス

3 当社は、本サービスの内容を変更することができる。

第2条（本ドメイン名登録の目的と意味）

本ドメイン名の登録は、インターネット上での識別子として用いることを目的として行うもので、本ドメイン名空間におけるドメイン名の一意性を意味し、これ以外のいかなる意味も有さない。

第3条（技術的要件）

本ドメイン名に関する技術的な要件はICANNおよびレジストリオペレーターの定めに従って当社が定める。

第4条（登録者等に対する確認・調査）

当社は、本サービスの提供のために必要がある場合、本ドメイン名の登録等を申請する者（以下「申請者」という。）または本ドメイン名を登録した者（以下「登録者」という。）に対し、必要な書類の提出を求め、または調査事項に

対する回答を求めることができる。

2 前項の請求は、原則として10日以上先の提出期日を定めて電子メールをもって行う。

第5条（申請等の手続）

申請者または登録者は、当社に対し、この規則に基づき、申請・更新・届け出・通知その他の連絡を行う。登録料、登録更新料および費用は、無料とする。

2 申請者または登録者（第22条に定める登録原簿の記載事項の変更後の登録者を含む。）は、登録原簿の記載事項の変更に関する届け出に関し、上位組織の定める規則、仕様、ポリシーその他の定めに従って行う当社の確認等について、レジストリオペレーターに対し、当該申請者または当該登録者に代わり承認する権限を明示的に付与することに同意する。

3 申請者または登録者は、申請者または登録者がこの規則に基づき当社に対して行う申請・更新・届け出・通知その他の連絡についてはレジストリオペレーターを通じて行うこと、および、当社がこの規則に基づき申請者または登録者に対して行う確認・請求・通知その他の連絡はレジストリオペレーターを通じて行われることに同意する。

第6条（申請等の方法・様式）

この規則に基づく本ドメイン名の登録、登録更新、移転、廃止その他の申請等・通知等の方法と様式は、この規則に定めるものを除き、当社が定める。

2 本ドメイン名の登録等の申請、届け出等は、別に定めがある場合を除き、日本語で提出するものとする。日本語以外で記述された添付書類については、日本語訳を添付しなければならない。また、当社が申請者または登録者に対して通知または連絡を行う場合も、日本語を用いるものとする。ただし、適法な管轄を有する裁判所（日本国外の裁判所に限る。）の本ドメイン名の移転、使用の差止その他の措置を命じる判決・決定・命令・判断並びに統一ドメイン名紛争処理方針（Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy）（以下「UDRP」という。）およびUniform Rapid Suspension System（以下「URS」という。）の裁定・決定・判断についてはこの限りではない。

第2章 本ドメイン名登録の通則

第7条（登録申請の正確性・真実性、禁止行為）

申請者および登録者は、本ドメイン名の登録申請に際し、またはその維持・更

新にあたり、当社に対して次のことを表明し、保証する。

- (1) 登録者の本人性・組織代表権を含みかつこれに限定されない登録事項が正確、最新、完全かつ真実であること
- (2) 登録者が知る限りにおいて、本ドメイン名の登録または使用が、第三者の権利または利益を侵害するものではないこと
- (3) 不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）で、本ドメイン名を登録または使用していないこと
- (4) 本ドメイン名の使用が、関係法令・規則のいずれかに違反することを知らながら、それを使用するものではないこと
- (5) UDRP その他の ICANN およびレジストリオペレーターが定める事項を遵守していること

2 申請者および登録者は、第三者の個人情報を当社に提出するにあたり、次のことを表明保証する。

- (1) 当該第三者に次の事項について通知を行ったこと
 - ア. 当該第三者から収集した個人情報（以下「当該個人情報」という。）の使用目的
 - イ. 当該個人情報を受領する者
 - ウ. 当該個人情報のうち、収集が必須であるものと任意であるものの区別
 - エ. 申請者、登録者または当該第三者が、当該個人情報にアクセスする方法および当該個人情報を更正する方法
- (2) 当該第三者から前号についての同意を得ていること

3 申請者および登録者は、次の各号を含み、これらに限定されない、不法な目的で本ドメイン名を登録、使用、表示または利用してはならない。

- (1) マルウェアの配布、ボットネットの運用、フィッシング、詐欺もしくは虚偽行為またはその他適用法に反する行為を行う目的
- (2) 偽造、不正コピー、商標もしくは著作権の侵害を含み、これらに限定されない、第三者の知的財産権を侵害する目的

第8条（本ドメイン名の登録資格）

申請者または登録者は、当社に対し、自らが登録資格を有していることを表明し、保証する。

2 申請者または登録者が登録資格を有しない場合または喪失した場合、当社は本ドメイン名のネームサーバー設定一時解除を含み、これに限定されない措置をとることができる。

第9条（レジストリへの登録等）

申請者および登録者の本ドメイン名に関する申請・更新・届け出は、当社がレジストリオペレーターに対して行う所定の手続が行われたことにより完了する。当社に対する、本ドメイン名の申請・更新・届け出は、レジストリオペレーターが管理する本ドメイン名のマスターデータベース（以下「レジストリ」という。）における登録等を意味しない。

2 複数の本ドメイン名の登録申請が競合した場合、申請の先後は、レジストリへの到達の先後による。

3 本ドメイン名の登録された日時は、レジストリに登録された日時とする。

4 登録者は、本ドメイン名の登録期間中、その時々における最新の登録規則に従い、本ドメイン名および本サービスを利用する。

第10条（認証方法）

当社は、最初の本ドメイン名の登録にあたり、その申請者に対して、当社の定めるところにより、電子的手段による認証方法を付与する。

2 申請者および登録者は、前項の認証方法を本サービスを利用する目的にのみ使用し、これらのうち秘匿を要するものを厳重に管理し、第三者に対して漏洩、開示してはならない。

3 登録者は、申請、届け出、通知等について、当社が付与した認証方法による検証確認を行った場合には、当該の申請、届け出、通知等は、登録者の真意に基づく有効な申請、届け出、通知等とみなされることに同意し、これについて何らの異議の申し出をしない。

第11条（登録申請）

申請者は、当社が定める方法により本ドメイン名の登録申請を行う（以下この申請を「登録申請」という）。

第12条（登録申請の受付および検査）

当社への登録申請は、当社の指定するシステムで受け付け、記載事項の脱落・重複、技術的要件の充足の有無その他機械的に判定可能な事項の検査を行う。

第3章 レジストリオペレーターへの登録手続および登録

第13条（レジストリオペレーターへの登録手続）

当社は、前条により受け付けられた登録申請について、レジストリオペレーターに対して登録手続を行う。

2 前項の登録手続は、レジストリオペレーターの定める不承認事由（以下「登録不承認事由」という。）がある場合またはレジストリオペレーターの判断により不承認とされることがある。

第 14 条（登録手続の結果通知）

当社は、原則としてレジストリオペレーターからの登録手続の結果通知受領後遅滞なく、当社所定の方法により申請者および登録者に対して、登録手続の結果を通知する。

2 当社は、レジストリオペレーターから登録完了の通知を受けた場合には、前項の結果通知に当社が指定する認証方法等を記載する。

3 申請者は、登録申請受付の通知を受けた日から 7 日以内に当社から登録手続の結果通知がない場合、当社に対して登録手続の結果通知がない旨を連絡しなければならない。

第 15 条（レジストラデータベース）

当社は、登録が完了した本ドメイン名、登録者名および登録者の住所・所在地その他必要な事項を当社がレジストラとして管理・格納するデータベース（以下「レジストラデータベース」という。）に記載し、当社所定の方法により公開または開示する。

第 16 条（情報取扱）

申請者または登録者は、前条の事項を含む登録情報等および申請者または登録者が当社に対して提供した別紙1に記載する情報（以下「収集情報」という。）の取扱いについて、この規則の定めに従って取り扱われることに同意する。

2 申請者または登録者は、登録情報等に関する問い合わせ・苦情申し出を、次の宛先に対して行う。

宛先：株式会社JPRSレジストラお問合せ窓口

電子メールアドレス：dotjprs-abuse-contact@jprs.jp

電話番号：03-5215-8451

3 収集情報の利用目的は、別紙2記載のとおりとする。ただし、当社は、この目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内において、利用目的を変更でき、収集情報をこの目的およびその他の制限に反する方法により使用しない。

第 17 条（収集情報の第三者提供に関する同意）

申請者および登録者は、当社がICANNまたはレジストリオペレーターとの契約に基づき、登録情報等をICANNもしくはレジストリオペレーターまたはその指

定する者（外国（本邦の域外にある国または地域をいう。以下同じ。）にある第三者を含む。）に提出すること、ならびに提出された情報は、ICANN、レジストリオペレーター、その指定する者および代理人により、これらの者の定めに従って使用、複製、配布、公表、修正その他の処理が行われることに同意する。

2 申請者および登録者は、当社が次の各号の目的を達成するために必要な登録情報等を第三者（外国にある第三者を含む。以下同じ。）に提供することに同意する。

(1) 本ドメイン名の申請・届け出のために必要な情報

(2) ネットワークの運用や本ドメイン名の登録に関するトラブルの自律的な解決のために必要な情報

(3) 当社による本ドメイン名の登録が登録規則に定められたとおりであることを示すために必要な情報

3 申請者および登録者は、UDRP、URSその他ICANNおよびレジストリオペレーターの定める紛争処理方針（以下「紛争処理方針」という。）に定める紛争処理手続が発生した場合、当社が、紛争処理機関に対し、紛争処理手続を行うために必要な情報を提供することに同意する。

4 申請者および登録者は、当社が、当社とICANNの定める条件に基づくエクスロー契約を締結したエクスローエージェントに対し、ICANNとの契約に基づく義務の履行として、登録情報等を提供することに同意する。

5 申請者および登録者は、当社が、当社とICANNの定める条件に基づくバルクアクセス契約を締結した第三者に対し、ICANNとの契約に基づく義務の履行として、登録情報等を一括して提供することに同意する。

6 当社は、前各号のほか、法令の定めるところにより、必要な登録情報を第三者に提供する。

第 18 条（WHOIS 等公開情報）

当社は、WHOIS検索サービス、RDAPサービスおよび当社のWebページを介して、登録情報等のうち別紙3の情報（以下「WHOIS等公開情報」という。）を公開する。

第 19 条（登録情報に対するアクセス等）

登録者、申請者または登録情報等の情報主体は、当社に対し、自己の情報について、当社所定の方法に従ってアクセスし、またはその訂正・変更を申し出ることができる。

第 20 条（安全管理措置等）

当社は、ICANNの定めに従い、提供された収集情報等を安全に取扱・保持し、不正アクセス・紛失・破壊・改ざんまたは漏洩が生じないよう適切な措置をとる。

2 当社は、当社の従業員に登録情報等を取り扱わせる場合、登録情報等の安全管理が図られるよう、従業員に対する必要かつ適切な監督を行う。

第 21 条（ネームサーバー設定）

当社は、登録者からネームサーバー設定の申請を受け付け、登録者からこの規則に定める方法により提供された情報に基づき、レジストリオペレーターに対して所定の手続を行う。ただし、この規則に別段の定めがある場合は、この限りではない。

第 22 条（届け出）

登録者は、当社が管理するレジストラデータベースの記載事項について常に正確かつ最新に保つものとし、これに変更が生じた場合には、7日以内に記載事項の変更を当社に届け出なければならない。

2 当社は、この変更を確認するために、必要な書類の提出を求めることができる。

3 登録者は、登録原簿の記載事項のうち、登録者名または登録者の電子メールアドレスについて変更を届け出た場合、当社がその本ドメイン名をレジストラトランスファー禁止状態に設定しないことについてあらかじめ同意する。

4 当社は、登録者に対し、少なくとも年1回、レジストラデータベースに記載された登録者の電子メールアドレス宛に、登録情報の正確性、最新性に関する照会の通知を行う。登録者は、この通知受領後、7日以内に照会事項に関する確認を行い、変更がある場合には記載事項の変更を届け出なければならない。

第 23 条（登録情報等の更新）

当社は、登録情報が正確でないことを確認した場合その他当社が必要と認めた場合、当社が必要と認める措置を講じて登録情報等を更新することができる。

第 24 条（第三者への使用許諾）

申請者または登録者が、本ドメイン名の使用を第三者に許諾する場合（以下この許諾を受けた者を「ライセンシー」という。）であっても、当社は、申請者または登録者が当社に申請・届け出をした登録者名を登録者として取り扱う。

2 前項の場合において、申請者または登録者は、本ドメイン名に関して発生する問題の適時な解決を十分に促進できる正確な Tech コンタクトおよび

Admin コンタクトの情報を当社に提供し、適宜更新する責任を負う。

3 第1項に従って本ドメイン名の使用をライセンシーに許諾する申請者または登録者は、提訴できる損害があることを示す合理的な証拠をある当事者から提示された場合、その当事者に対してライセンシーから提供された最新の連絡先情報およびライセンシーの識別情報を7日以内に開示しない限り、本ドメイン名の不正利用で生じた損害に対する賠償責任を負わなければならない。

第4章 本ドメイン名の登録期間および登録期間更新

第25条（登録期間）

本ドメイン名の登録期間は、申請者の意思により、1年から10年までの間で1年単位で選択することができる。ただし、登録期間は10年を超えることはできない。

第26条（登録期間更新）

登録者は、本ドメイン名の登録期間の終了日（有効期限日）を過ぎると同時に自動的に登録期間を1年間延長することに同意する。ただし、登録者は、当社所定の時期および方法により、新たな登録期間を1年単位で10年を超えない範囲で定め、本ドメイン名の登録更新申請を行うことができる。

2 登録更新が完了した場合、本ドメイン名の登録期間は、前項に定める期間延長される。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号の事由がある場合、当社の判断により登録更新の手続をすることがある。

- (1) 紛争処理方針に従った紛争処理が行われている場合
- (2) 適法な管轄を有する裁判所の決定がある場合
- (3) 適法な管轄を有する裁判所においてドメイン名が訴訟の対象となっている場合
- (4) ICANNによって特に承認されたその他の状況下にある場合
- (5) その他当社が必要と認める場合

4 前項により登録が更新された場合、その本ドメイン名の登録期間は当社が必要と判断する期間延長される。

第5章 本ドメイン名の廃止および移転

第27条（本ドメイン名の廃止）

登録者は、本ドメイン名の廃止を届け出ることができる。当社は当社所定の確

認を行った後、遅滞なくレジストリオペレーターに廃止の手続を行う。本ドメイン名は、レジストリオペレーターによる処理が完了したときに廃止される。

2 第 31 条に定める移転裁定実施後において、当該移転裁定における申立人は、当社が定める 6 週間以上先の期日までに、登録に必要な情報の提出を行うものとする。移転裁定における申立人がこの期日までに情報の提出を行わない場合、その本ドメイン名について、期日の翌日を廃止日とする廃止届を行ったものとみなす。ただし、当社が特別の事情があると認めた場合には、この期日を延期することができる。

3 前項により登録者が廃止届を行ったものとみなされた本ドメイン名については、当社は、レジストリオペレーターに対して廃止の手続を行う。この場合、第 1 項の定めを準用する。

4 前各項により廃止された本ドメイン名は、レジストリオペレーターの定める日にレジストリオおよびレジストラデータベースから抹消される。

第 28 条（廃止された本ドメイン名の再度の登録）

廃止された本ドメイン名は、次条に定める登録回復受付期間満了日の翌日から 5 日間、再度の登録申請ができない。

第 29 条（廃止された本ドメイン名の登録の回復）

前条の規定にかかわらず、第 27 条第 1 項により本ドメイン名が廃止された場合、廃止時に登録者であった者は、廃止日の翌日から 30 日間（以下「登録回復受付期間」という。）に限り、当該ドメイン名の登録回復の申請をすることができる。ただし、新規登録日の翌日から 5 日以内に廃止された場合、登録回復受付期間はない。

2 当社は、登録回復受付期間を経過した後に当社に対してなされた登録回復の申請は受け付けない。

3 登録回復の手続が登録回復受付期間内に完了できない場合、当社は第 1 項の申請が行われなかったものとみなすことができる。

4 本条によって登録回復された本ドメイン名については、廃止されなかったものとして取り扱われる。登録回復後の登録期間その他の取り扱いは、当社が定める。

第 30 条（紛争処理方針の裁定等による本ドメイン名の移転登録）

ICANN およびレジストリオペレーターが認定する紛争処理機関（以下「認定紛争処理機関」という。）で移転の裁定があり、当社がその裁定結果を受領した場合、当社は、紛争処理方針に従って、当社所定の方法による本ドメイン名

の移転登録をする。

2 当社は、前項の認定紛争処理機関の裁定結果を受領した場合、その受領から3営業日（当社の営業日をいう）以内に、移転の登録をすべき日を認定紛争処理機関、紛争の当事者および紛争処理方針に定める者に通知する。

3 本ドメイン名の移転、使用の差止その他の措置を命ずる適法な管轄を有する裁判所の判決・決定・命令・判断またはこれらに準じる文書の写しの提出があった場合、当社は、その文書に従って、当社所定の方法により本ドメイン名の移転登録、取消その他当社が必要と認める措置をとることができる。

第31条（紛争処理手続の場合の特則）

第27条の規定にかかわらず、紛争処理方針により当該ドメイン名の移転ができない場合には、本ドメイン名の廃止または移転に関して紛争処理方針所定の処理が行われた場合を除き、当社はその届け出または申請を受け付けない。

2 前項の実施に必要な事項、紛争処理手続中の登録情報等の変更に関する処理その他紛争処理に付随する事項については当社が定める。

第6章 登録の取消等

第32条（登録の取消）

次の各号の事由がある場合、当社は、本ドメイン名の登録を取り消し、または本ドメイン名のネームサーバー設定一時解除を含み、これらに限定されない措置（以下「取消等の措置」という。）をとることができる。ただし、第2号の場合には、必ず取消等の措置をとらなければならない。

- (1) 当社所定の方式により、Admin コンタクトから登録の意思がないことを確認したとき
- (2) 適法な管轄を有する裁判所から、登録された本ドメイン名の使用の差し止めを命ずる判決・決定・命令・判断、和解調書、調停調書または仲裁判断書もしくはこれらと同一の効力を有する文書の写しの提出があったとき
- (3) その本ドメイン名の登録が明白かつ現実的に社会的許容性を欠く状況が生じたとき
- (4) 認定紛争処理機関にて取消の裁定があり、紛争処理方針に従って裁判所へ出訴したことの証明が登録者から提出されないとき
- (5) 登録申請に不備があり、または技術的要件に違反していることが判明したとき
- (6) 本ドメイン名の登録申請に関する事項について事実と異なる事項がある

とき

(7) 当社に対し、故意に不正確または信頼できない情報を提供したとき

(8) 登録情報に変更が生じてから7日以内に当社に対する更新を故意に行わなかったとき

(9) 登録に関する連絡先情報の正確性に関して当社からの照会を受領後15日が経過しても返答しなかったとき

(10) 第7条第3項に違反したとき

(11) 当社が、その裁量により取消を相当と認めたとき

2 当社は、前項第4号の認定紛争処理機関の裁定結果を受領した場合、その受領から3営業日(当社の営業日をいう。)以内に、登録の取消をすべき日を認定紛争処理機関、紛争の当事者および紛争処理方針に定める者に通知する。

第33条(取消等の措置)

当社が取消等の措置を行った場合、遅滞なく登録者およびレジストリオペレーターに対して取消等の措置の内容および理由を通知しなければならない。

2 取消等の措置は、前項の通知の到達の日の翌日をもってその効力を生ずる。

3 登録者は、前項の通知に関して第40条第3項を準用し、当社が、前項の通知到達の翌日に取消等の措置の実施をできることに同意する。

第34条(取消等の措置の実施)

当社の行った取消等の措置が効力を生じた場合、当社はその措置を行い、または、レジストリオペレーターに対してその措置を行うための手続を行う。この場合、第27条第1項および同条第4項の定めを準用する。

2 前項の措置の実施により登録を取り消された本ドメイン名については、第28条の規定を準用する。

第7章 紛争処理

第35条(紛争処理)

登録者は、その登録にかかる本ドメイン名について第三者との間に紛争がある場合には、紛争処理方針に従った処理を行うことに同意し、当社は認定紛争処理機関の裁定に従った処理を行う。

第8章 レジストラの変更

第36条（レジストラトランスファー）

レジストラを変更する場合の処理については、ICANNのポリシーに従う。

第9章 ICANN およびレジストリオペレーターとの関係

第37条（優先適用）

ICANN またはレジストリオペレーターの定める規則、仕様、ポリシーその他の定めは、その定めが変更された場合を含め、この規則に優先する効力を有する。ただし、当社が ICANN またはレジストリオペレーターの定めと異なる定めを置くことを許容される場合は、この限りでない。

第38条（ICANN またはレジストリオペレーターによる取消等）

申請者および登録者は、次の各号の目的のため、ICANN または本ドメイン名のレジストリオペレーターが、その採択する仕様もしくはポリシー、またはこれに準拠した手順に従って、取消等の措置を講じる場合があることに同意する。

(1) 当社またはレジストリオペレーターによる本ドメイン名の登録の間違いを訂正するため

(2) 本ドメイン名に関する紛争の解決を図るため

2 申請者および登録者は、レジストリオペレーターが、次の各号の目的のために必要として、その判断により、本ドメイン名の登録を拒否、廃止、譲渡その他の処理がなされる場合があることを確認し、同意する。

(1) レジストリの整合性および安定性を保護するため

(2) 紛争処理手続に従って、適用法、政府の定める規則または要件、法執行機関からの要請を遵守するため

(3) レジストリオペレーターならびにその関連会社、子会社、下請会社、役員、取締役、従業員および株主が民事上または刑事上の責任を問われるのを回避するため

(4) この規則への違反を是正するため

(5) レジストリオペレーターまたはレジストラによる本ドメイン名の登録に関連した誤りを訂正するため

3 申請者および登録者は、レジストリオペレーターが、紛争処理方針にしたがって本ドメイン名の登録の現状を変更しないための処理をする場合があることを確認し、合意する。

4 申請者および登録者は、レジストリオペレーターが、ICANN およびレジストリオペレーターの定めに従い、ICANN の要求事項、基準、ポリシー、手続およびこれらの実行状況についてモニタリングを行う場合があることを確認し、合意する。

第 39 条（補償・免責）

申請者および登録者は、次の各号に定める者に対し、本ドメイン名の登録・使用から発生するあらゆる種類のすべての損害、責任、費用および支出（合理的な弁護士費用および支出を含む。）を補償し、法律により許容される最大限の範囲でその者を免責しなければならない。

- (1) ICANN、レジストリオペレーター、その子会社、関連会社および下請会社
- (2) 前号に掲げる組織の代表者、取締役、役員、従業員、代理人および譲受人

第 10 章 一般規定

第 40 条（通知）

この規則により当社が申請者または登録者に対して通知を行う場合、当社は、申請に記載された申請者、レジストラデータベースに記載された登録者または Admin コンタクトに対する電子メールをもって行う。ただし、当社が必要と認める場合、他の方法をもって通知することを妨げない。

2 申請者、登録者または Admin コンタクトは、当社からの通知についての所定の期間内に通知がない場合には、当社に対して通知の有無を問い合わせなければならない。

3 登録者が第 22 条の届け出を怠った場合に、当社が登録者の届け出た最新のレジストラデータベースの記載事項に従い登録者または Admin コンタクトに通知を発したときは、当該通知が登録者または Admin コンタクトに到達しなくとも、通常到達すべきときに到達したものとみなす。

第 41 条（合意管轄）

この規則もしくはこの規則に付随関連する措置または事項等について訴訟を提起する場合、東京地方裁判所をもって第一審専属合意管轄裁判所とする。

2 前項の定めにかかわらず、本ドメイン名の使用に関連した紛争またはその使用から生じる紛争の訴訟について、登録者は、他の適法な管轄地、登録者の住所地、当社の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意する。

第 42 条（当社の責任）

当社、当社の親会社・子会社、その役員、従業員その他の関係者（以下「当社の関係者」という。）の責めに帰すべき事由により登録者、申請者その他の者が本ドメイン名の登録、登録の取消その他の事項により損害を受けた場合、当社のみが、現実が発生した直接の損害についてのみ、その損害を賠償し、他の一切の責任を負担しない。

2 当社、当社の関係者は、レジストリまたはネームサーバーの運用について、いかなる責任も負担しない。

第 43 条（本サービスの終了）

当社は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合、本サービスの全部または一部を終了することができる。この場合、当社は、本サービスの終了に関する事項を登録者に通知する。

(1) ICANN またはレジストリオペレーターと当社との間の契約のいずれかが終了した場合

(2) ICANN と本ドメイン名のレジストリオペレーターとの委任契約が終了したとき

2 前項により本サービスを終了する場合、当社、ICANN およびレジストリオペレーターは、ICANN またはレジストリオペレーターが設定または承認した手続に従って、本ドメイン名のレジストラを他のレジストラに変更することができる。この場合、ICANN、レジストリオペレーターまたは変更先のレジストラは、必要に応じて登録者に直接連絡することができる。

3 登録者は、前項に基づくレジストラの変更が行われなかった場合、当該ドメイン名が廃止されることに同意する。

4 前各項に基づく処理に関する当社の責任については、前条の定めを準用する。

第 44 条（存続条項）

第 40 条、第 41 条、第 42 条、第 43 条および本条は、本サービスまたは本サービスに基づく契約の終了または満了の後も、なお効力を有する。

第 45 条（規則の変更）

当社は、この規則を変更することができる。この規則の変更は、すべての申請者および登録者に適用される。

2 この規則を変更する場合、当社は、当社が必要と認める期間においてその

実施期日を定め、登録者に公開する。

3 当社は、ICANN またはレジストリオペレーターの定めの変更に伴い、この規則、この規則に基づく定めを登録者に公開の上、即日変更、実施することができる。

(附 則)

- 1 この規則は、2017 年 12 月 11 日から実施する。
- 2 2019 年 8 月 19 日公開の改訂は、同日から実施する。

別紙 1 収集情報

- (1) 本ドメイン名
- (2) 本ドメイン名のネームサーバーの IP アドレス
- (3) 本ドメイン名のネームサーバーのホスト名
- (4) ゾーンファイルデータ (DNS サーバーが管理する本ドメインの範囲に属するホスト名称とその IP アドレス、ドメイン名等が記されたファイルデータ)
- (5) 本ドメイン名の登録者の氏名、住所、電子メールアドレス、電話番号および (使用可能な場合は) ファックス番号
- (6) 本ドメイン名の Admin コンタクトの氏名、住所、電子メールアドレス、電話番号および (使用可能な場合は) ファックス番号
- (7) 本ドメイン名の Tech コンタクトの名前、住所、電子メールアドレス、電話番号および (使用可能な場合は) ファックス番号
- (8) 本ドメイン名の Billing コンタクトの名前、住所、電子メールアドレス、電話番号および (使用可能な場合は) ファックス番号
- (9) レジストリオペレーターまたは ICANN が提出を要求するその他の情報

別紙 2 収集情報の利用目的

- (1) 本ドメイン名の登録等の申請・届け出にあたり、登録資格等を確認するため
- (2) 本ドメイン名の登録情報の管理のため
- (3) ICANN、レジストリオペレーターまたはその指定する者 (外国にある第三者を含む。) への提供を行い、もしくは当社のサービスの利便性・安全性の向上を目的とする調査・技術開発を行う第三者 (外国にある第三者を含む。) に提供するため
- (4) この規則の定めるところにより第三者提供を行うため
- (5) 当社のサービス改善や新規サービス開発のための調査に用いるため
- (6) 本ドメイン名に関する統計データの作成・公表、学術研究に用いるため

(統計データは個人を特定できないかたちで利用する)

- (7) 当社、レジストリオペレーター、ICANN およびこれらの関連組織、その役員、従業員の正当な利益を確保するため、
- (8) 当社の新サービス等をお知らせするため
- (9) 前各号の他、特定の収集情報について、当社が予め連絡し、または公表する目的のため

別紙 3 WHOIS 等公開情報

- (1) 本ドメイン名
- (2) 本ドメイン名のネームサーバーのホスト名
- (3) 当社の識別情報
- (4) 本ドメイン名の新規登録が行われた日付
- (5) 登録の有効期限
- (6) 本ドメイン名の登録者の氏名、住所、電子メールアドレス、電話番号および（使用可能な場合は）ファックス番号
- (7) 本ドメイン名の **Admin** コンタクトの氏名、住所、電子メールアドレス、電話番号および（使用可能な場合は）ファックス番号
- (8) 本ドメイン名の **Tech** コンタクトの名前、住所、電子メールアドレス、電話番号および（使用可能な場合は）ファックス番号